

平成17年6月15日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成17年6月15日
開会 12時58分 閉会 13時47分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 伊東 昭雄 副委員長 小田 良一
委員 野原 恵子 牧野 茂敏 助川 順一 杉山 晴夫 芳滝 仁
議長 本保証喜
- 4 傍聴者
2 中橋友子 堀川貴庸
- 5 事務局
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 6 審査事件
陳情第3号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書採択に関する陳情
陳情第4号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情
- 7 審査結果
陳情第3号 継続審査
陳情第4号 継続審査
- 8 審査内容 (下記のとおり)

◇審査内容

(12:58 開会)

○委員長（伊東昭雄） ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

[議題の宣言]

これより議事にはいります。

最初に継続審査となっております、陳情第3号 公契約における公正な賃金労働条件の確保を求める意見書採択に関する陳情を議題といたします。

本陳情については前回の委員会でもう少し勉強させていただきたいという委員がおられましたので、それぞれ考えがまとまったのではないかと思いますので、ご意見をお聞きしたいと思います。

前回は意見の言っておられた方もおられましたけども、あれから何日か勉強されたと思いますので、一応、一人ずつ意見を述べていただきたいと思いますとおもいますので、もし無ければ結構でございますが、まず野原委員一つありましたら、お願いします。

○委員（野原恵子） 公契約に関わるということで、その陳情の趣旨はILOの94条、これをきちっと批准するということが一番の大きな目的であるのですが、それにそって意見書が内閣総理大臣、外務大臣に出して欲しいということなんです。

それでILOの94条というのを、私も参考にして勉強してきました。

その中で、公契約ですから、国ですとか道とか各地方の自治体が、出す工事契約、それに関わる場所に大きな問題があると思うのですが、そこでの公正な賃金そして労働条件の確保ということなんです、今、公契約における賃金がどういうふうになっているかということも、調べてみました。

帯広の資料が手元にあったものですから、私も参考にしたいと思っているのですが、帯広の下請けに関わる、賃金というのは年々下げられていきまして、労働者の賃金が、6割から4割というふうになされているんですね。そういうところからみても、本来契約のときには、正当な賃金であるのに、下請けに行く中で労働条件がどんどん下がってきているという事実があるわけですね。そのことは、働いている人はもとより、その地域経済における、影響力も非常に大きいと思うのです。

ですから、そういうところでも、きちっと公契約が成立していれば、そういう労働条件の悪化というのは避けられると思います。

これが批准されることにより、その下請けの業者とかそういうところも、きちっとした労働条件で労働者を採用する、働かせることをしなければならぬ、その様なことも定められていきますから、入札にしても低い入札とかではなく、きちっとその様なところも保証した、入札額でなければならないというふうになりますので、入札業者にしても、保証されますし働く人も保証される、そういう両方のいい面があるというふうに思います。

ここで、ILOの94条で義務付けられているというところでは、確かに最低賃金が日本ではあるのですが、その最低賃金よりも、いい条件、高い条件できちっと労働者を採用していく。そういうことも、定められております。

そして、賃金だけではなく社会保障ですとか、有給休暇だとかそういうところにも含めて、全部、波及してくるわけですから、そういうふうなことをきちっと定められているというILOの94条、そしてその中身についてもしっかりと日本の国は批准していかなければならないと思いますし、そのことが、雇用形態とか働く人達の条件を向上させていくというふうになると思います。

この幕別でも、私も相談を受けたことがありまして、入札業者とそれから働いている労働者と両方から相

談されたことがあるんですけども、その解決には、今、日本には定めている法が無いんですよね。ですからILOが批准されてそれが国の法律となって作られ、それが、この地方の自治体にもきちっと位置付けられてくるとそういう労働条件の問題ですとか、それから、下請けをしている業者の問題ですとか、そういうものも解決されてその政策入札というところで解決していくのではないかと考えて、私はこれをどうすべきだと考えています。

○委員長（伊東昭雄） 次に牧野委員をお願いします。

○委員（牧野茂雄） 今、野原委員の方からいろいろお話ありましたが、日本では批准がされていない中で、こういう問題がでてきたのだと思います。それで、この趣旨にありますように、ダンピング受注やピンはねがあっても最低賃金さえ守っていれば、感知できないという状況になっているといお話なんですけども、確かに、受注する場合日本の受注スタイルが受けた会社がすぐそのもの工事をしない、下請け孫受けまでいくというような中身がこういう事をさせているのではないかと思います。

私も、概ねこの陳情に意見には賛成したいと思いますし、今、いろいろお話がありましたので私の方からは、賛成したいと言うことだけ申し上げたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 次に助川委員をお願いします。

○委員（助川順一） 私も条約については、簡単な要約という部分でしか勉強はしていないんですけども、一応中身については私ももっともだなと私も文面上では考えます。ただ、先ほど牧野委員も言われましたけども、たとえば公共団体等にこういう批准をするとどういった影響が出るのかとか、幕別で言えば中小のような下請けで入る企業が多いわけですから、そういうところでどういった影響がでるのかというところがまだ判断しきらない面はあります。ただ、入札の基準単価に労賃等もあるようですけども、そういう部分が、下請けされたときになかなかその額が労働者に渡らない現状があるのもわかりますし、契約の仕方の問題もある程度は出てくるのかなと、自分としては考えています。条約を批准すべきだということには、もろもろの問題がクリアできれば、そうすべきだと自分としては考えています。

○委員長（伊東昭雄） 次に杉山委員をお願いします。

○委員（杉山晴夫） 今、3委員さんからいろいろとお話があったわけですが、陳情のあれは公正な賃金ということが主眼のようでございますので、私も公共工事における賃金はどんな風にして定められるのかというようなことを勉強してみたところでございますが、公共工事設計労務単位として二省協定賃金いわゆる国土交通省と農林水産省によって現場労働者の賃金台帳の調査を行い各職種の賃金が発表されるというふうに言われています。それを基本に積算を行うことになっていると、その積算された協定賃金が、現場労働者に支払われることになっているのですが、現状では、支払われていないというのは、先ほど牧野委員も申し上げたとおり、いわゆる元請のゼネコンが下請け二次、三次におろすわけでございます。この二次、三次の下請け業者は、いわゆるピンはねをして次々と工事を下請けさせるわけでございます。そのピンはねした中でも労働賃金が含まれているわけでございまして、例えば、一日2万円の日当で積算されてものが、最終的に労働者にあたるのは、1万3千円か1万6千円くらいに下がってしまう。非常に労働者は、生活が大変だというようなことでございます。ともすれば現場での道具、手道具といいますが、現場へ行くための

車、通勤費を払う会社もありますし、払わないところもあるようでございまして、非常に建設労働者は生活が苦しいんだというようなことでございますので、私も、この陳情に対しては賛成をしたいと考えているところでございます。

○ 委員長（伊東昭雄） 芳滝委員。

○ 委員（芳滝 仁） この契約法の制定をするよう強く要望するという意見書案の内容なんですけども、最後のところが目的で、よって政府においてはILO第94条条約を批准し、公共事業などに従事する労働者の適正な賃金労働条件を確保する公契約法を制定するよう強く要望するというのが、目的になっておるわけですし、私はそのように読ましてもらったわけです。公契約法を制定すると、おそらく、ILOの中にあります、一つの形をとりながら、日本独自の公契約法を制定していこうという方向ではないかと思うのですけども、そのことは、私も、4委員さんと同じように正しいことだと思うわけです。その公契約法制定する要望するについて上の文書について、見たときに、ここのところでは、賃金のことしか触れられていないということがあることと、いろいろな資料で勉強させてもらいましたら、私もそうだなと思っていることがたくさんありました。例えば、西欧なんかの職人は非常に尊敬され、そういう仕事が保証されているところには、おそらくそういうことがあるのだろうと。そういういみで、労働者の技術をのこしていく、後継者を残していくということにもつながっていくだろうし、労働条件のことも賃金のこともありますけども、ある意味では、談合だとか献金だとかテレビで報道されているようなそういう行動について、改革をしていくという方向にとっても、大きな一つの波及効果があるだろうし、先ほど仰ったように、建設業界の形、元請がいて、子請けがいて、孫請けがというそういう一つの、構造自体の改革についても効力を発揮していくいい形のものだと思うわけです。そういうグローバル的な一つの考え方のILO中にそういうことが書かれているわけですね、そういう、グローバル的なことの一つの方向性でもって、公契約法と書いてあるわけですから、公契約のいわゆる波及していく中身について、前の文章がかかれてあれば私はその辺が引っかかることでありまして、制定することを要望するのは賛同なんですけども、その辺が少し前の文章のところで、考えさせられたところです。

これは、私のとった資料なんですけども、国会はもちろんのこと、地方議会でもほぼ賛同を得なければ公契約法は成立しないだろう。しがって、重要な事は、地元の建設業者の賛同も必要であるから、業者も含めて勉強会や、研究会も行われなければならない。というのがILO側の資料なんですけども、そういうことが書かれあります。

制定については大変困難をとまなうだろうけども、地道に理解を得ながら取り組むべきだというふうなことが書かれてあります。政府や地方自治体の担当者、各党派の議員、建設業者、労働組合が一体となって研究し、日本に見合ったILO第94条条約、いわゆる公契約法が成立するよう望むものであるという、一つの方向性がかかっているのですね、そういう一つの、趣旨が前に盛り込まれておれば、ひっかからないで賛同をさせていただくのですけども、その辺が、例えば、ピンはねということが書かれてあって、元請から孫請けに行くときには、それが取られていくという今の建設業界の形になっているわけですから、そういう形が問題なのであって、そのいわゆる不正に労働者の賃金を支払わないでいるということもあるかもしれないけども、その人権を無視したダンピングというのは、今、大変な競争になってあるのでしょうか、そのピンはねが横行しという文章のところで、現実、どのようにそういう現実があるのだろう尋ねられたときに、具体的にこういう事例がありますよだとか、こういう形ですよということが、事実としてだしていけるのかどうか、その意見書をあげていくときにですね。書き方として、ある程度すじの通ったグローバルな形のす

じの通った皆がみて理解していただけるような上の文章であってもらいたいなというふうな思いがあります。

○委員長（伊東昭雄） 小田委員。お願いします。

○委員（小田良一） 皆さんの意見をお聞きしながら、ちょっと自分なりなりの考え方をまとめたいと思うのですが、この文章から判断をすると、私は二点、ちょっと引っかかる所があるんです。ということは、中小企業の社長して、私個人としてかどうかわかりませんが、文章的にピンはねの横行だとか、下請けを牛耳るとかの文句があるということと、もう一点は、日本はいまだに契約を批准していない。これはいままで、たしか昭和24年に出された法案だと思うのですが、いまだになっていないということは、どうということなのかなと思います。それで、こういう一般的な、下請け契約ですか、こういうことで我々中小企業が親会社と守られていることは、まず中小企業法というものがあります。ここに書いてあるように、国内法うんぬんとありますけども。それともう一つは中小企業分野法というのがあったんですけども、これは資本金がいくら、そういうことについて、1億円以上の企業は、中小企業分野には進出しないという法律なんですけども、この法律がなくなりまして、それで、評価されたのは下請け法なんです。その下請け法、あるいは、建築法においても、孫請けまで訴訟が出来るようになっていきます。だから仮にこの文章から、判断すると、その労働者の適当な賃金、労働条件を確保するということがありますけども、そういう意味でも本当に最低賃金が守られていけばいいというわけではなくて、国内法とどう適用して、どう併用していくかということに、いまだにその結論が出ていないのではないかなと理解しています。また、日本がある意味で、インターネットで調べましたが、日本が国際的に、海外へ進出する段階においても、この法的な契約がないということは、国際基準からみても、おかしいのではないかなという意見も多々あるように聞いています。

一般的な契約ですと、法的に公共事業で杉山委員も指摘されたと思うのですが、公的な事業を業者と契約するとき、契約書の中で見積もり積算のなかで、人件費は何人区なんぼで記載されているはずですが、そうしたら、事件費がどれぐらいで、他の事業はどういうもので、どういうものにかかるのかあります。確かに杉山委員の仰ったように、通勤費だとかそういうものについては、基準はないかもわかりませんが、そういうところは、まだまだ、国としてもあるいは地方自治体としても精査していくべきでことで、議論していくべきではないかなと思います。そのようなことで、先ほども言いましたけども、この批准とというのは、ある程度、意見書に従えば、やはり、このILO94条の公共事業、特に公共事業において、官庁の発注ということは、ある地方自治体においては、経済の一環だというぐらい影響力があると思います。それで、やはり正当な賃金だとか、労働条件の確保ということは、必要なことかなと思いますけども、もう少し議論すべき問題ではないかな、あるいは、こういう意見書が出てくるということはどうなのかなと疑問に感じる場所があります。以上です。

○委員（野原恵子） 今、皆さんの7人の意見を聞かせていただいたのですが、芳滝委員が発言した内容では、この意見書のなかではILO第94条条約を批准しと書いてありますので、文章の問題で疑問があるということであれば、この委員会で決議した場合、そこを加えて出すということは可能ではないかと私は思います。

それと、小田委員が仰ったのですが、ダンピングということで賃金が下がっていくという現実があるから、この陳情が出てきたのだと思うのです。それを是正して欲しいということが意見書だと思うのです。それで、実際に帯広市の資料なんですけども幕別ではないのですが、公共労働労務単価というのが二省協定で決められている。それに比べて帯広の建築関係の賃金がどのように支払われているかということでは、普通作

業員が、84%で、とび職が57.8%、運転手が56.8、鉄筋工が68.8、型枠大工が64.7、大工さんが69.8%、これだけ引き下げられている。現実に。ですから、そういうことがこの条約にきちんと批准されれば定められていくんです。それでこういうものの中に下請け業者はどうなるのかというふうになれば、やはり政策入札ということ、政策入札といたら働いている労働者の雇用条件がどうなっているのか、それから、社会保障はどうなっているのか、そういうことも含めての入札に切り替えていくことになれば、その下請け業者も働いている人達にも有効な法になっていくと私は考えております。ですから、業者にとっても、働いている人にとっても、こういう国際的な法を日本がきちっと批准するという事は、世界的にみても日本は、働いている人達、下請けの業者をきちっと守っているということになると私は、考えております。

○委員長（伊東昭雄） いろいろな意見が出てますけど、出されている問題にたいし、採択か不採択かということですから、中身については、後からでも出来るわけでその辺を理解して発言してください。

だされた陳情に対して、どうするかですから。

どうぞ。

○委員（小田良一） 最近、帯広市内でも親会社が現金で払う方法になってかわってきていると思うんですよ。ですから最近の傾向としては、賃金も現金で払うところがあり、銀行で実態がどういうふうなのかを聞いたことがあるんですけども、そういう傾向にあって、大手もだんだんそういうふうになってきていると思う。

○委員長（伊東昭雄） 皆さんの意見が出たと思いますので、討論の後に採決したいと思いますがご異議ございますか。

○委員（芳滝 仁） その前にお尋ねしたいことがあるのですがいいですか。

○委員長（伊東昭雄） どうぞ。

○委員（芳滝 仁） 陳情事項ということで、別紙 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書案を参考にしていただき、陳情の趣旨に沿った意見書を内閣総理大臣、外務大臣等に提出していただきたいというのがこの陳情で、これが案になっているわけですね、あくまで、固執するんですけども、野原委員が仰ったように、公契約法なんだから、その全体的な一つの趣旨を前に書くべきで陳情の趣旨に沿った意見書ということで、陳情が上がって来ているのだから、これに沿ってそういう一つの形を理解を得られるような広い形の言葉使いで議会としてあげていくには、その方が、多く同意をいただけると私は思うわけです。だから、この文章のままでいいということであれば、私は疑問が感じられると質疑の段階で、話をしているわけで、私はこの問題というのは、最後にありましたように、多くの人が賛同を得られなければならないだろうと、地方の議会でも賛成、反対があって出してくるようであれば、前向きな意味で前向きなならないだろうと。やはりこの地方議会の一議会だけでも皆が了解を得れるような形の一つの形にして、出していくのが、ある意味では、また、広がりを持つことが出来るのではないかという気がするものですから、その辺はどうなんでしょうか。その辺がわからないものですから。

○委員長（伊東昭雄） 芳滝委員の仰っている意味は良くわかるので、陳情の趣旨は最後に書いてある通り、曲げられないんですけども、意見書案については、決めた後にどういうふうを書くかということは検討していけばいいと思うのです。それについては任していただければと思うし、意見書として書く言葉は委員がいま言われたように、書けると思います。ただ、今、ここで決めるのは、趣旨は曲げられないのでこれに対して、採択するか、不採択するかということを最初に決めていただいて、そういうふうにしたいと思うのですが。

○委員（小田良一） 確認の意味でも休憩したらどうですか。

○委員長（伊東昭雄） 今、休憩という意見がありましたので、暫時休憩いたします。

13：31休憩

13：33再開

○委員長（伊東昭雄） それでは再開いたします。

それでは、討論に入るわけですけども、討論に入るのに何か皆さん用意されていますか。なければ、採決に入ってよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 陳情第3号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める陳情は採択することに賛成の方の挙手を求めます。賛成多数でありますので、陳情陳情第3号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める陳情は採択するということに決定しました。

意見書についてでございますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。お諮りいたします。

○委員（杉山晴夫） 委員長、副委員長にお任せをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（伊東昭雄） 今、委員長、副委員長にお任せすることなんです、それで結構ですか。

（はいの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 委員長、副委員長で意見書を作成いたします。

次に陳情第4号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情を議題といたします。

本陳情について、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。意見がございましたら発言していただきたいと思っております。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 前回、私、継続ということでしたんですけども、その間、この陳情の趣旨等を見させていただきました。全国的な雇用情勢は確かに上向いているといいながらも、地域間格差が非常に多いと思

います。その中で北海道、幕別町も同じなんですけども、やはり雇用情勢は厳しいということで、この陳情が出てきたのだと理解はしております。幕別町も、平成11年から13年と14年から16年ですか、2回にわたり約6千万くらいの雇用実績があるということで、これは無くなったわけなんですけども復活してもらおうと、町の財政、あるいは、雇用の面で失業者が減るとかそういうことに非常に役立ち、また、自治体も運用しやすい内容と伺っています。この陳情内容について、私は賛成したいと思います。以上です。

○委員長（伊東昭雄） その他にございませんか。
はいどうぞ。

○委員（野原恵子） 前回も私、これは賛成の立場で意見を述べたんですが、失業率ということでは、北海道は全国でも深刻で5.9%と明記しているのですけども、幕別の状況を見ましても、ゴールデンウィークを明けると建設関係の方たちは、仕事があるのが通年だったんですけど、今年は、6月に入りましても、まだ週に2回とか、3回しか仕事がないだとか、それから、今、短期雇用が増えています。半年だとか、10ヵ月ですとか。そういうふうな状況になると、そういう人たちも、失業というふうにと考えると、もっと失業率が高くなると思います。そういう状況から見ましても、国100%で支援しているこの制度は、是非、北海道こそ求められる雇用対策の貸し付け交付金制度なんではないかと思ひまして、賛成と私は考えています。

○委員長（伊東昭雄） その他にございませんか。
採決に進んでよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それでは、採決をいたしたいと思いますので、お諮りいたします。
陳情第4号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情は採択すということにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないと認めます。よって、陳情第4号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める意見書採択に関する陳情は採択とすることに決定いたしました。
次に、意見書案についてですが、どのようにしたらいいかお諮りいたします。
杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 委員長、副委員長にお任せしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（伊東昭雄） 今、委員長、副委員長にお任せするというご意見でございますが、それでよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それではその様に進めていきたいと思ひます。

次に道内研修について協議したいと思ひます。

前回の委員会では、日程についてお話いただきましたが、このことも含め研修の内容、視察先等のご意見や要望がありましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

芳滝委員

○委員（芳滝 仁） 前回、各委員会、一緒に行動をするというよな意見が、お話が委員長かありました。

これはおそらく経費の削減のことが一番にあらうかと思ひます。視察について札幌方面で要望が適うところがあれば全体で移動していくことのほうが、提出された形でいいのではないかと思ひます。どうしてもその近くでないということであれば、また、考えなければならぬと思ひますけども、視察項目について、その近くで、視察することが出来ることがあれば、全体で視察するという形で、この間提案された形でいいのではないかなと思ひます。

○委員長（伊東昭雄） その他になにかありましたら願ひします。

○委員（助川順一） 3つが一緒に行くというのは、行くときと帰りが一緒で、あとはそれぞれの委員会がそれぞれ研修場所で研修するという理解でいいのですよね。

○委員長（伊東昭雄） そうです。そういう方向ですすめてよろしいですね。

（はいの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それではその様に進めていきます。

この間も話しましたが、継続調査の中で、産建はどの項目を検討するか決まっています。そこで研修視察の中にもこのこの項目をいれて行きたいのですが。

相手もありますから、どういうところを産建として見たいか、もし希望があれば、そういうところも調査したいと思ひます。

はい、どうぞ。

○委員（芳滝 仁） 具体的に何を見たいかと言っていいんですか。

○委員長（伊東昭雄） 要望ですからどうぞ。

○委員（芳滝 仁） 私は、道の駅をみたいと思うのですけども。

○委員長（伊東昭雄） 小田委員どうぞ。

○委員（小田良一） 私も要望があるのですけども、江別の加工技術センターだとか、農産物特産品の研究所のような施設を見たらどうかと思ひます。

○委員長（伊東昭雄） 相手もありますが意見を述べていただきたいと思いますが、その他に何かありますか。

特になければ、相手もあることですし、委員長、副委員長に任せていただければとおもいますが。

そのように進めさせていただき、その都度皆さんにご意見をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

その他何かございますか。なければこれで終わりたいと思います。

それでは、貴重なご意見を頂きまして本日はどうもご苦労様でした。

13 : 47 閉会